八戸市外一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市外において発生した一般廃棄物の市内への搬入及び市内における処分について必要な事項を定めることにより、市の一般廃棄物処理計画との調和及び一般廃棄物の適正処理を確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において使用する用語の例による。

（適用除外）

第３条　この要綱の規定は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の規定による処理については適用しない。

（特定都県からの廃棄物の受入れ）

第４条　岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県及び新潟県（島しょ部を除く。）（以下「特定都県」という。）で発生した一般廃棄物については、原則として、放射性セシウム濃度が100Bq/kg以下である一般廃棄物（放射性セシウム濃度を測定することが困難である場合には、一般廃棄物から１ｍ離れた位置での空間放射線量の測定結果がバックグラウンドの測定値と概ね同程度であるもの）を受け入れるものとする。

（事前協議）

第５条　排出自治体は、一般廃棄物の八戸市への搬入に係る事前協議書（第１号様式。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前に協議を行わなければならない。

２　事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 一般廃棄物を適正に処分することができることの確認書（第２号様式）
2. 一般廃棄物の性状を確認することができる資料（写真、成分分析結果等）
3. 一般廃棄物が中間処理残さの場合にあっては、中間処理施設の種類、能力及び中間処理残さの発生工程を確認することができる資料（パンフレット等）
4. 特定都県で発生した一般廃棄物にあっては、概ね６箇月以内に測定した放射性セシウム濃度の測定結果（放射性セシウム濃度を測定することが困難である場合には、一般廃棄物から１ｍ離れた位置及びバックグラウンドの空間放射線量の測定結果）
5. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（事前協議の審査基準）

第６条　市長は、前条の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）があったときは、次に掲げる基準により、審査を行うものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第４条第１号及び第２号に規定する委託基準を満たすと客観的に認められる根拠があること。
2. 市の一般廃棄物処理計画と整合がとれ、市内の一般廃棄物の処理に支障を生じないと判断できること。
3. 生活環境の保全上、支障を生じないと判断できること。
4. 特定都県で発生した一般廃棄物については、第４条の規定に適合していること。

（事前協議の回答）

第７条　市長は前条の規定による審査を行い適当と認めるときは、一般廃棄物の搬入を承諾することとし、排出自治体に一般廃棄物搬入承諾通知書（第３号様式）により回答するものとする。

（再協議）

第８条　事前協議済みの排出自治体は、事前協議書の記載事項に変更が生じた場合は、再度協議を行うものとする。ただし、軽微な変更として市長が認めるものについては、この限りでない。

（実績報告）

第９条　排出自治体は、搬入終了後30日以内に、一般廃棄物搬入に係る実績（第４号様式）を市長に報告しなければならない。

（事前協議の省略）

第10条　事前協議済みの排出自治体は、一般廃棄物の搬入を翌年度以降も継続して行う場合であって、内容に大幅な変更がないものと市長が認めるときは、事前協議を省略することができる。

２　前項の規定により事前協議を省略したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条第９号イの規定による通知に、第５条第２項第２号及び第４号に掲げる書類を添付しなければならない。

（特定都県以外の道府県からの廃棄物の受入れ）

第11条　特定都県以外の道府県で発生した一般廃棄物であっても、放射性セシウム濃度が100Bq/kgを超えるものであるとき又はそのおそれがあるものであるときは、第４条、第５条第２項第４号及び第６条第４号の規定を準用する。

　（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際すでに令和４年度の一般廃棄物の搬入について改正前の要綱第６条の規定による承諾を受けている排出自治体については、改正後の要綱の規定は、令和５年度の一般廃棄物の搬入に係る手続から適用する。この要綱の施行の際すでに改正前の要綱第９条の規定により事前協議を省略している排出自治体についても同様とする。